

新屋地区計画

約1.0ha

工事着手の30日前までに届出が必要です。

平成7年2月1日決定

地区計画の区域において

- 1 土地の区画形質の変更
- 2 建築物の建築
- 3 工作物の建築
- 4 建築物等の用途の変更

をする場合には、工事に着手する30日前までに市へ届出をする必要があります。

■区域の整備・開発及び保全の方針

地区計画の目標	<p>本地区は、JR袋井駅の北約1kmに位置し、土地区画整理事業により都市基盤整備が行われた地域である。</p> <p>今後、沿道住宅地として建築が進むと見込まれることから、地区計画を策定することにより、建築物等を計画的に規制・誘導し、沿道住宅地にふさわしいゆとりある良好な居住環境の形成を図ることを目標とする。</p>
土地利用の方針	<p>沿道住宅地として生活に必要な便利施設が立地できる地区とするとともに、ゆとりと潤いのある沿道居住環境を実現する。</p>
地区施設の整備方針	<p>本区域における地区施設は、土地区画整理事業により整備されており、その維持、保全に努める。</p>
建築物等の整備の方針	<p>良好な居住環境を形成するため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の壁面の位置及び建築物の高さの制限を定める。</p>

